

業務説明資料

1 件名

新大型図書館の基本構想策定等支援業務委託

2 履行場所

横浜市教育委員会事務局 ほか

3 履行期限

契約締結の日から令和8年3月31日

4 趣旨・目的

横浜市では、令和5年度に策定した「横浜市図書館ビジョン」に基づき、令和6年度に「今後の市立図書館再整備の方向性」（以下「再整備の方向性」といいます。）をまとめました。

「再整備の方向性」において、図書を含めた多様なメディアに対応し、知の創造・発信を担う新たな機能・諸室や物流機能を備えた「新たな大型図書館」を整備するとしています

本業務は、この「新たな大型図書館」の整備に向けての、基本構想策定等の支援を委託するものです。

5 委託業務内容

(1) 基本方針の検討

新たな大型図書館の果たすべき役割を検討する。

(2) 機能の検討

ア 基本方針の実現に必要な機能を検討する。

イ 機能の相関図を整理する。

(3) 必要諸室及び規模指標の検討

ア 機能に応じた必要諸室及び各諸室のコンセプトを検討する。

イ 各諸室の規模指標及び根拠を検討する。

ウ 諸室の相関図を整理する。

(4) サービスの検討

ア 機能、諸室を踏まえ、提供する基本的なサービスを検討する。

イ 基本的なサービスの相関図を整理する。

(5) デジタル技術の検討

ア 基本方針を実現に効果的なデジタル技術等のアイデア、効果、課題等を整理する。

(6) 空間計画に関する検討

ア 空間計画

図書館全体や各諸室の空間デザインのコンセプト等を検討する。

イ 建築計画の方針を検討する上で、必要な意匠、構造、防災、環境的配慮等の視点を整理する。

(7) 事業手法の比較検討

想定される事業手法について、事業効率性、サービス水準、財政負担、スケジュール等の視点から比較検討を行う。

(8) 概算事業費の算出

施設整備及び管理運営に係る概算事業費を算出する。

(9) 立地場所の比較検討

市域からのアクセス性、物流拠点としての適性に客観的に優れた複数敷地について、まちづくりの視点や建築条件等から、比較検討する。

(10) 課題の整理及びロードマップの検討

開館までに取り組むべき事項を時系列で整理する。

(11) 基本構想案の作成

ア 「5 委託業務内容」(1)から(6)の中間報告を令和7年8月末を目途に作成する。

イ 基本構想素案の作成を支援する。

ウ 基本構想素案に基づき実施する市民意見公募等の意見を踏まえた基本構想原案の作成を支援する。(令和7年度下半期に原案作成を想定)

エ 令和8年3月を目途に、基本構想の作成を支援する。

(12) 市民意見公募等の対応支援

ア 市民意見公募等において、意見の取りまとめ、分類、一部回答案の作成を支援する。(令和7年度下半期に実施を想定)

イ 市民向け説明会の運営を支援する。

(13) その他検討支援

ア 各種会議等への報告用資料の作成を支援する。

イ 必要に応じて実施する、他都市や民間事業者等のヒアリングを支援する。

6 成果物

(1) 基本構想素案（本編・概要版） 3部

(2) 基本構想原案（本編・概要版） 3部

(3) 基本構想最終版（本編・概要版） 3部

(4) 成果報告書

(5) 上記資料の電子データ（CD-R） 1部

(6) その他、発注者が必要に応じて指示する資料

7 その他

(1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。

(2) 業務上必要となる各種条件については、委託者から指示することとする。

(3) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。

(4) 横浜市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて横浜市

の個人情報であり、横浜市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。

- (5) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (6) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。